

2026 年 8 月 14 日

社債権者各位

東京都中央区八重洲二丁目 10 番 17 号

株式会社 商工組合中央金庫

取締役社長 関根 正裕

劣後特約付無担保社債の期限前償還に関するお知らせ

当金庫が 2021 年 9 月 9 日に発行いたしました株式会社商工組合中央金庫第 2 回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募）（以下、「本社債」といいます。）を 2026 年 9 月 9 日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第 11 項および第 23 項にもとづき、下記の通り公告いたします。

1. 期限前償還する銘柄

株式会社商工組合中央金庫第 2 回

期限前償還条項付無担保社債

（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募）

2. 期限前償還期日

2026 年 9 月 9 日

期限前償還期日後は、利息をつけません

3. 期限前償還金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律および株式会社証券保管振替機構の業務規程等の規則に従ってお支払いいたします

以上